

・本資料は、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」に基づき策定した「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」について、解説するものである。

I. はじめに

・行動計画策定の前提となる「意義・目的」、「策定経緯」及び「対象範囲」について記載している（概要は下記参照）。

○意義・目的

基本計画の「I. はじめに」、「II. 目指すべき姿」、「III. 基本的な考え方」を踏まえ作成

- ・将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組でメンテナンスサイクルを構築・継続的に発展
- ・国民の安全・安心の確保
- ・トータルコストの縮減・平準化
- ・メンテナンス産業の競争力確保

○策定経緯

- ・中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故（平成24年12月2日）
- ・平成25年を「社会資本メンテナンス元年」と位置づけ取組を推進
- ・国土交通省の取組
 - －「社会資本の老朽化対策会議」の設置（平成25年1月21日）
 - －「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置（以下「当面講ずべき措置という。」）」の決定（平成25年3月31日）
- ・政府全体の取組
 - －「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」の設置（平成25年10月4日）
 - －「基本計画」の決定（平成25年11月29日）

○対象

- ・「インフラ」の範囲
 - －国民生活や社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象
- ・「取組」の範囲
 - －長寿命化に留まらず、将来に渡って必要な機能を発揮し続けるための取組

土木・建築施設に加え、機械設備、電気設備等も対象

新設、更新、質的向上、複合化・集約化、除却・撤去等も対象

II. 国土交通省の役割

・基本計画において、行動計画を策定する者が各インフラを管理・所管する者となっていることを踏まえ、二つの立場から国土交通省として取り組むべき施策を記載している（概要は下記参照）。

国の支援策等を記載

○各インフラの的確な維持管理・更新等が行われるよう、体制や制度等を構築する「所管者」としての役割

○各事業等に係る法令等に基づき、自らがインフラの「管理者」として、的確な維持管理・更新等を実施する役割

一部施設においては「所有者」

国による管理方法等を記載

III. 計画の範囲

- ・「対象施設」については、基本計画における「計画的に点検・診断、修繕・更新等を実施する必要性が認められる全ての施設について、行動計画の対象とする。」との記載を踏まえ、国土交通省が維持管理・更新等に係る制度や技術を所管するインフラについて、法令等で位置付けられた全ての施設を対象としている（具体的な対象施設は次表参照）。
- ・「期間」については、計画を決定した平成26年度（2014年度）から個別施設計画の策定が完了するなど、基本計画ロードマップの必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた、平成32年度（2020年度）までとしている。

分野	対象施設
道路	道路施設（橋梁、トンネル、大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）等）
河川・ダム	河川管理施設（ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋、堤防、護岸、樹林帯等）
砂防	砂防設備
	地すべり防止施設
	急傾斜地崩壊防止施設
海岸	海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門及び樋門、排水機場、陸閘、突堤、離岸堤、砂浜等）
下水道	下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設等）
港湾	港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設）
空港	空港土木施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等）
	航空保安施設
	空港機能施設（航空旅客の取扱施設）
鉄道	鉄道（線路、停車場、電気設備、運転保安設備）
	軌道（軌道、線路建造物、電力設備、保安設備、通信設備）
	索道（索道線路等、停留場、原動設備、握索装置等、保安設備）
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物（門型標識等）等
航路標識	航路標識（灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等）
公園	都市公園等（都市公園、特定地区公園（カントリーパーク））
住宅	公営住宅
	公社賃貸住宅
	UR賃貸住宅
官庁施設	官庁施設（庁舎、宿舍等）
観測施設	測量標（電子基準点、験潮場）
	気象レーダー施設

IV. 対象施設の現状と課題

- ・ 8項目からなる「必要施策」に係る「現状と課題」について、「総論」を記載している。
- ・ なお、これを踏まえ、後述の「VI. 必要施策に係る取組の方向性」において、8項目からなる「必要施策」に係る取組について、「その方向性の総論」と「施設毎の具体的な取組」を記載している。

1. 点検・診断／修繕・更新等

- ・ メンテナンスサイクルの基本的な構成要素である点検・診断／修繕・更新等について、「当面講ずべき措置」に基づく取組を進める中で顕在化した課題を踏まえ、「地方公共団体等の管理者の技術力の確保」、「地方公共団体等への予算に関連する措置」及び「担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し」の柱立てのもと記載するとともに、全ての施設に対するメンテナンスサイクル構築に向けたこれらの早急な解決の必要性を記載している（概要は下記参照）。

- 「当面講ずべき措置」に基づく取組を進める中で、以下の課題が顕在化
- 総点検では対応できていない施設の点検等を含めて対象施設の点検等を着実に進め、メンテナンスサイクルを構築するためには、既に現場が直面しているこれらの課題に対し早急に対策を講じる必要
- （1）地方公共団体等の管理者の技術力の確保
 - ・ 小規模な市町村を中心に、必要な技術力やノウハウを有する人材の確保が困難
 - ・ 点検・診断が実施できない事例やその結果に必要な精度が伴わない事例 等
- （2）地方公共団体等への予算に関連する措置
 - ・ 詳細な点検や廃止する施設の除却に係る経費の負担が困難
 - ・ 取組の着実な実施に必要な予算の確保が課題 等
- （3）担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し
 - ・ 新設工事と比べて多くの労力を要し、人件費や機材のコストも割高になりがちな修繕工事
 - ・ 施工段階において設計と現場条件が異なり、手戻りが発生 等
- （4）その他
 - ・ 上記の課題に加え、後述の「IV. 2. 基準類の整備」～「IV. 8. 法令等の整備」に挙げる様々な課題に対し、総合的かつ横断的に取組を進めていく必要

2. 基準類の整備

・点検・診断等に使用する「基準類の整備」に係る課題について、「体系的な整備」、「地域の実情に応じた基準類の整備」及び「新たな技術や知見の基準への反映」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

（1）体系的な整備

- ・法令等における基準類の位置付けが不明確な施設
- ・点検や修繕等を基準類に基づかず実施 等

（2）地域の実情に応じた基準類の整備

- ・将来必要となるインフラ機能やそれを維持し続けるための地域の実情にあった管理水準の設定 等

（3）新たな技術や知見の基準への反映

- ・新たな技術や知見の基準類への反映、設置当時からの基準変更への対応等の運用面の改善

3. 情報基盤の整備と活用

・「情報基盤の整備と活用」に係る課題について、「不足情報の収集」、「情報の蓄積、地方公共団体等も含めた一元的な集約」及び「情報の利活用と発信・共有」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

（1）不足情報の収集

- ・建設年度が古く台帳そのものが存在しないものや記載されている情報が不十分
- ・ICT等の技術も活用した必要な情報の効率的・効果的な収集が課題 等

（2）情報の蓄積、地方公共団体等も含めた一元的な集約

- ・収集された情報の内容や精度が異なり、統一的なフォーマットで管理することが困難
- ・国のシステムを利用可能な管理者や共有される情報の範囲等の情報取扱ルールが不明確 等

（3）情報の利活用と発信・共有

- ・設計・施工時に把握した留意事項等の継承がなされず、修繕段階で手戻りが発生
- ・事故が発生した際に同種・類似のリスクを有する施設をその都度調査
- ・インフラの健全性等の状況や維持管理・更新等の重要性を国民が知る機会が少ない 等

4. 個別施設計画の策定

・「個別施設計画の策定」に係る課題について、「計画策定の推進」及び「計画内容の充実」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

（1）計画策定の推進

- ・個別施設計画を策定することなく要修繕箇所の発覚後に事後的に修繕等を実施
- ・施設や管理者によって取組の進捗や計画内容にバラツキ 等

（2）計画内容の充実

- ・対策費用が示されていない施設
- ・定期点検サイクル等を考慮した計画期間の設定 等

5. 新技術の開発・導入

・「新技術の開発・導入」について、現在の状況等を記載するとともに、より一層戦略的に進めていくための課題として、「技術研究開発の促進」及び「円滑な現場展開」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

（1）技術研究開発の促進

- ・適切な役割分担の下での産学官の連携
- ・現場ニーズと技術シーズのマッチングが不十分 等

（2）円滑な現場展開

- ・新技術の情報収集、審査・評価を迅速に行う仕組みの確立
- ・新技術の特性（適用条件等）が不明確

6. 予算管理

・「予算管理」に係る課題について、「トータルコストの縮減と平準化」及び「受益と負担の見直し」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

（1）トータルコストの縮減と平準化

- ・個別施設計画に基づく計画的投資の未実施
- ・財政状況や人口減少等の社会構造の変化を総合的に勘案し、地域全体としてインフラ機能の適正化
- ・トータルコストの縮減や予算の平準化、作業の効率化に向けた新技術の開発・導入

（2）受益と負担の見直し

- ・維持管理・更新等に係る予算の安定的な確保のための受益と負担の見直し

7. 体制の構築

・「体制の構築」に係る課題について、「維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成」、「管理者間の相互連携体制の構築」、「担い手確保に向けた環境整備」及び「国民等の利用者の理解と協働の推進」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

- (1) 維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成
 - ・施設の構造等が多様化する中、現行の制度では技術者に必要な技術力の適正な評価が不十分 等
- (2) 管理者間の相互連携体制の構築
 - ・地方公共団体が単独で維持管理・更新等を的確に進めることが困難 等
- (3) 担い手確保に向けた環境整備
 - ・建設市場の縮小、技能労働者の就労環境の悪化等による建設産業の人材不足
 - ・小規模な市町村において発注に係る技術力やマンパワーの不足 等
- (4) 国民等の利用者の理解と協働の推進
 - ・市民団体による清掃や植栽管理等が運営資金等の理由から継続困難
 - ・重量を違法に超過した一部の大型車両による道路橋の劣化への大きな影響 等

8. 法令等の整備

・「法令等の整備」に係る課題について、「責務の明確化」及び「社会構造の変化に対応した制度の構築」の柱立てのもと記載している（概要は下記参照）。

- (1) 責務の明確化
 - ・維持管理・更新等が確実に実施されるため、法令等におけるその責務の明確化
- (2) 社会構造の変化に対応した制度の構築
 - ・人口減少、少子高齢化が進展する将来を見据えた施設や管理者の実情に応じた制度の構築

V. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

・「中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し」について、必要性、課題と今後の取組の方向性等を記載している。

○維持管理・更新等に係る費用の縮減、平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要

○しかし、実態が十分に把握されていない施設もあり、また、今後開発・導入される新技術や予防保全対策等による維持管理・更新等に係る費用の低減の可能性、長寿命化効果等については、多数の不確定な要素

○平成25年12月に、社会資本整備審議会・交通政策審議会の答申で、現在の技術や仕組みによる維持管理状況が概ね継続する場合を前提として、維持管理・更新費の見通しの試算が示されたが、今後、維持管理・更新等の取組を立案・実行するためには、施設の実態を把握して、個別施設計画を策定し、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しをより確実に推定する必要

（参考）

「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」

（平成25年12月 社会資本整備審議会・交通政策審議会）の推計結果

- ・現在の技術や仕組みによる維持管理状況が概ね継続する場合を前提として、維持管理・更新費の見通しを試算
- ・その結果、平成25年度の維持管理・更新費は約3.6兆円、10年後は約4.3～5.1兆円、20年後は約4.6～5.5兆円程度と推定

○施設の長寿命化への取組や技術開発等による維持管理・更新等に係る費用の縮減・平準化を進めるとともに、今後の都市、地域の構造の変化に対応して施設の必要性自体を再検討するなど、効率的・効果的な維持管理・更新等の実施

VI. 必要施策に係る取組の方向性

- ・ 前述の「IV. 対象施設の現状と課題」を踏まえた、8項目からなる「必要施策」に係る取組について、「その方向性の総論」及び「施設毎の具体的な取組」を記載している。
- ・ 括弧（ ）の項目立てについては、前述の「IV. 対象施設の現状と課題」の項目立てと同様としている。

1. 点検・診断／修繕・更新等

必要施策に係る取組の方向性の総論

- 全対象施設において点検・診断、必要な対策を実施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築
- 必要な対策の検討に当たっては、他の関連する事業も考慮した上で、その施設の必要性等を再検討し、以下の戦略的取組を推進
 - ・ 必要性が認められる施設は、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化
 - ・ 必要性が認められない施設は、廃止・撤去
- (1) 地方公共団体等の管理者の技術力の確保
 - ・ 相談窓口の機能の充実
 - ・ 基準の整備・提供と研修・講習の充実
- (2) 地方公共団体等への予算に関連する措置
 - ・ 既存の交付金等による支援や運用の改善の継続
 - ・ 上記の戦略的な取組を地方公共団体等が推進できるよう、交付金制度の充実に向けた検討
 - ・ 基本計画で示された工程表（ロードマップ）の実現に向け、必要に応じた交付期間の設定
 - ・ 起債対象の拡充・明確化に係る地方整備局等の相談窓口等を通じて必要な情報提供
- (3) 担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し
 - ・ 適正価格等の設定、発注ロットの最適化
 - ・ 調査・設計・施工の各段階の連携強化、単価・数量精算方式の活用 等

1. 点検・診断／修繕・更新等

(4) 施設毎の取組

施設毎の総論

①道路（例）

- ・ 橋梁（約70万橋）、トンネル（約1万本）等については、5年に1回、近接目視による点検を省令にて規定したところ（平成26年3月公布、同年7月施行）。
（中略）
- ・ 多くの施設を管理する地方公共団体は、予算不足・人不足・技術力不足であり、各道路管理者の責任で、点検・診断、修繕・更新等を実施するため、国等が必要な支援を実施する。

施設毎の個表

施設

所管者としての取組

国の支援策等

管理者としての取組

・ 国による管理方法等
・ 他の管理者が参考とすることが可能

対象施設

施設	所管者としての取組	国の支援策等	管理者としての取組
道路施設 ・ 橋梁 ・ トンネル ・ 大型の構造物 ・ 横断歩道橋 ・ 門型標識 ・ シェッド等 等	○相談窓口の機能の充実 ・ 地方公共団体を対象に、各地方整備局等の道路部等を相談窓口とし、橋梁等の点検・診断等に関して、社会的に影響の大きな路線や構造が複雑な施設等について、国の職員等を派遣し、支援結果等を記録するなど、技術的支援を推進する。 ○基準・マニュアル等の整備・提供 ・ 橋梁、トンネル、大型の構造物の点検・診断については、地方公共団体	○点検・診断／修繕・更新等 ・ 橋梁、トンネル、大型の構造物の点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類を適用し、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。 ・ 修繕・更新については、点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ策定した個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画等）に基づき取組を継続する。 ○研修・講習の充実 ・ 職員を対象とした橋梁点検等に関する研修・講習について、国土交通大	学校や各地方整備局等の技術事務所

以下の項目を基本として記載

- 相談窓口の機能の充実
 - ・ 対象、窓口、内容等
- 基準・マニュアル等の整備・提供
 - ・ 後述の「2. 基準類の整備」の基準類の位置づけ等
- 研修・講習の充実
 - ・ 対象、内容、場所、頻度等
- 交付金等による支援
 - ・ 点検、個別施設計画策定、修繕・更新等の支援の有無等

以下の項目を基本として記載

- 点検・診断／修繕・更新等
 - ・ 点検・診断の対応方針
 - ・ 修繕・更新の対応方針
- 研修・講習の充実
 - ・ 内容、場所、頻度等

2. 基準類の整備

必要施策に係る取組の方向性の総論

- (1) 体系的な整備
 - ・ 建築基準法等の分野横断的な基準類や各分野の基準類の適切な運用、適時・適切な改定
 - ・ 新規整備、点検、修繕・更新等の各段階での基準類の相互の整合性の確保 等
- (2) 地域の実情に応じた基準の整備
 - ・ 施設の重要度、設置環境等、地域の実情を考慮した点検の頻度や内容等の基準の設定
- (3) 新たな技術や知見の基準類への反映
 - ・ 新技術の普及状況や同じような事故・災害から得られた知見の関連基準類への反映
- (4) 施設毎の取組

施設毎の総論

③砂防（例）

- ・ 地方公共団体における適時・適切な点検・評価の実施に資するよう、新たに点検ガイドラインを策定する。
- ・ これに基づく取組を進める中で、技術的知見を蓄積し、適時・適切に改定を行うなど、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。

施設毎の個表

対象施設

施設	所管者としての取組	国の支援策等	管理者としての取組
砂防設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体へ技術的助言として周知する基準類として、右記のものを使用する。 ・ 地方公共団体へ参考に情報提供する基準類として、平成27年度までに、地方公共団体が適時・適切な点検・評価が実施できるよう、「点検ガイドライン」を策定する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断については、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> －砂防設備の定期巡視点検に関する実施要領（案）（平成16年3月策定） －地すべり防止技術指針（平成20年1月策定）
地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「点検ガイドライン」に基づく取組を通じて得られる技術的知見を収集・蓄積し、適時・適切に改定を行うなど、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。 		

・ 国の対応方針等
・ 他の管理者が参考とすることが可能

点検・診断、修繕・更新等で適用する基準類を記載

国が適用する基準類を地方公共団体等が使用する場合の位置付けを以下の3つの区分で記載

- 適用
- 技術的助言
- 参考情報

3. 情報基盤の整備と活用

必要施策に係る取組の方向性の総論

(1) 不足情報の収集

- ・点検・修繕等のメンテナンスサイクルの取組を通じ、最新の劣化・損傷の状況等の情報を収集
- ・情報収集する項目やフォーマット等を明確化、一般化

(2) 情報の蓄積、地方公共団体等も含めた一元的な集約

- ・収集した情報の蓄積、一元的な集約化
- ・共通フォーマットの提示やシステムの共有等、地方公共団体等のデータベース構築の支援

(3) 情報の利活用と発信・共有

- ・効果的な維持管理の実施、事故等に係る同種・類似のリスクを有する施設の特定、基準類の体系的整備や新技術の開発・活用等への積極的な活用
- ・蓄積された情報を目的に応じて一定の条件を付した上で、可能な限り広く一般に公開

(4) 施設毎の取組

施設毎の総論

⑥港湾（例）

- ・順次実施される点検診断等の結果について、その都度、データベースへ蓄積し、一元的な集約化を図る。
- ・データベースに集約された情報については、関係者間で共有することで、技術力の向上、的確な維持管理の推進を図る。

施設毎の個表

施設 国の支援策等 所管者としての取組

国有港湾施設所有者としての取組

港湾施設

- ・水域施設
- ・外郭施設
- ・係留施設
- ・臨港交通施設
- ・廃棄物理立護岸

対象施設

- ・平成26年度から、右記のデータベースの対象として、施設の諸元等の情報について、港湾管理者の施設を追加していく。
- ・平成27年度までに、港湾管理者がデータベースへの情報の蓄積を完了できるよう、システムの充実・強化技術的支援を実施する。
- ・平成28年度以降は、港湾管理者が蓄積した情報の更新ができるよう、システムの充実・強化等の技術的支援を継続する。

- ・平成21年度に、国有港湾施設を対象に、施設の諸元、点検・診断及び修繕・更新の履歴等を内容とするデータベースを構築済み。
- ・平成25年度に、データベースへの情報の蓄積を完了したところであり、26年度以降は、情報の更新を継続する。
- ・蓄積した情報は、港湾局及び各地方整備局等の港湾空港部等の中で広く共有する。

- ・国の対応方針等
- ・他の管理者が参考とすることが可能

国・地方公共団体等に関するデータベースについて、以下の項目を基本として記載

○データベースの整備段階と時期

- ・データベースの構築
- ・情報の蓄積
- ・情報の更新

○情報共有の方針を以下の2つの区分で記載

- ・国と各管理者との間で共有（バイ）
- ・関係者の中で広く共有（マルチ）

4. 個別施設計画の策定

(1) 対象施設

- ・ 行動計画の対象施設のうち、以下の3つの施設を除く全ての施設について、予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画の策定を推進
 - － 経年的な損傷以外の損傷によって健全性が左右される施設
 - － 主たる構成部が精密機械・消耗部材である施設
 - － 規模の小さい施設

太字下線の施設：行動計画において、新たに計画の策定の対象となる施設

分野	対象施設
道路	橋梁、 <u>トンネル</u> 、 <u>大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）</u>
河川・ダム	ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋等
砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
海岸	堤防、護岸、胸壁、水門及び樋門、排水機場、陸閘、突堤、離岸堤、砂浜等 (施設の規模及び構造等の観点から予防保全の効果が低い施設を除く)
下水道	下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設等）
港湾	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設 (小規模で利用上の重要度及び代替性等の観点から予防保全の効果が低い施設を除く)
空港	<u>空港土木施設（滑走路、誘導路、エプロン、幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸）</u> 、 <u>空港機能施設（航空旅客の取扱施設）</u>
鉄道	<u>鉄道（線路（橋梁、トンネル等構造物））</u> 、 <u>軌道（線路建造物）</u>
自動車道	橋、 <u>トンネル</u> 、 <u>大型の構造物（門型標識等）</u>
航路標識	<u>航路標識（灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等）</u>
公園	都市公園、特定地区公園（カントリーパーク）（事後保全型管理を行う施設を除く）
住宅	公営住宅、公社賃貸住宅、UR賃貸住宅
官庁施設	<u>庁舎、宿舍等</u> (<u>建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象外の施設を除く</u>)
観測施設	該当なし

4. 個別施設計画の策定

必要施策に係る取組の方向性の総論

(2) 計画策定の推進と内容の充実

- ・全ての管理者によって早期に計画の策定が進むよう、策定方針や手引きの策定等を実施
- ・中長期的な予算管理に資するよう、概算費用の算定や計画期間の考え方についても明記
- ・戦略的な取組に向け、都市計画や戦略等との相互連携の強化 等

(3) 施設毎の取組

施設毎の総論

③砂防（例）

- ・国土交通省はもとより、地方公共団体による着実な取組が進むよう、個別施設計画（砂防関係施設長寿命化計画）策定ガイドラインを策定し、地方公共団体等に提供する。
- ・また、地方公共団体に対して防災・安全交付金による財政的支援を実施する。

施設毎の個表

対象施設

施設	所管者としての取組 国の支援策等	管理者としての取組
砂防設備	・地方公共団体へ参考に情報提供する個別施設計画（砂防関係施設長寿命化計画）の策定方針等として、平成26年度中に、「砂防関係施設長寿命化計画策定ガイドライン」を策定する。 ・平成26年度から、地方公共団体が実施する「個別施設計画の策定・変更」について、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」のとおり、防災・安全交付金等の対象とし、30年度まで	・平成28年度までに、全ての対象施設にて個別施設計画を策定する。
地すべり防止施設		
急傾斜地崩壊防止施設		

・国の対応方針等
・他の管理者が参考とすることが可能

平成32年度の個別施設計画全体の策定期限内で個別施設毎に期限を設定

以下の項目を基本として記載

○策定方針や手引き等

○「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」

としての取組

に、全ての対象施

5. 新技術の開発・導入

必要施策に係る取組の方向性の総論

(1) 技術研究開発の促進

- ・管理ニーズ、インフラのボリューム感等の情報の提示、試行フィールドの提供等、民間等が技術研究開発に投資しやすい環境の整備
- ・モニタリング・ロボット技術に係る有識者会議の設置、管理ニーズの分野毎・メンテナンスサイクルの段階毎の整理、府省庁連携のもと技術シーズとのマッチング、公募による現場実証・評価

(2) 円滑な現場展開

- ・NETIS 等を活用し、管理ニーズを踏まえ公募した新技術の現場での積極的な活用・評価
- ・評価に基づく新技術の特性等について「NETIS 維持管理支援サイト」で公表

(3) 施設毎の取組

施設毎の総論

⑦空港（例）

- ・滑走路、誘導路等の点検・診断について、目視点検・打音検査では異常が発見されない損傷が存在することから、損傷の点検・診断手法の技術研究開発を進める。

施設毎の個表

対象施設

施設	研究開発	現場展開
空港土木施設		
・滑走路	・維持管理の効率化のための技術として、空港舗装点検システムを開発した。	・左記の技術について、国管理空港で段階的に現場導入を行っており、平成26年度に国管理の全空港で普及を完了する予定。
・着陸帯		
・誘導路		
・エプロン	・舗装の層間剥離を早期に確認するための技術として、熱赤外線カメラによる調査方法を確立した。	・左記の技術について、国管理空港で段階的に現場導入を行っており、平成26年度に国管理の全空港で普及を完了する予定。
・排水施設		
・共同溝		
・地下道		
・橋梁	・舗装の基層等における劣化・損傷等、目視点検・打音検査で異常が発見されない損傷が存在することから、損傷の点検・診断手法の技術開発を進	・左記の技術につ
・場周・保安道路		
・のり面		
・擁壁		
・護岸		

具体的な技術毎に研究開発及び現場展開（現場導入、普及）の段階とその時期を記載

6. 予算管理

必要施策に係る取組の方向性の総論

(1) トータルコストの縮減と平準化

- ・「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」、「VI. 5. 新技術の開発・導入」を強力に推進
- ・人口減少等の到来を見据え、国土の利用等に応じたインフラ機能の維持・適正化

(2) 受益と負担の見直し

- ・料金等を徴収している施設は、点検・診断結果に基づき、将来必要となる経費の見通しを明確化し、現在の料金等でその対応が困難な場合は、必要な財源の確保に向けて検討
- ・導入時期は、点検・診断の結果等や、修繕・更新等の必要経費の将来見通しの算定状況、利用者負担の増加の程度や経済社会への影響等に配慮しつつ、個別施設毎に慎重に判断

(3) 施設毎の取組

施設毎の総論

②河川・ダム（例）

・個別施設計画に基づく戦略的な維持管理・更新等を確実に推進し、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

施設毎の個表

対象施設

施設	所管者としての取組	国の支援策等	管理者としての取組
河川管理施設	・地方公共団体が計画的な更新・修繕を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。	・中長期的な維持管理・更新費用のマネジメントの高度化に向け、河川にある様々な施設の実態に応じた耐用年数等を継続的に調査し、河川の管理に最適な対策の評価手法や、費用の推計手法の検討	・必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

・国の対応方針等
・他の管理者が参考とすることが可能

以下の項目を基本として記載
○「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」
○「VI. 5. 新技術の開発・導入」

以下の項目を基本として記載
○「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」
○「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」

7. 体制の構築

必要施策に係る取組の方向性の総論

- (1) 維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成
 - ・必要となる能力や技術を施設分野毎等に明確化し、民間資格の評価・認定
 - ・高度な技術力を有する技術者を活用した支援体制を確立 等
- (2) 管理者間の相互連携体制の構築
 - ・小規模な市町村においても将来にわたってインフラを管理できるよう、国、都道府県、市町村等の広域連携体制等を構築 等
- (3) 担い手確保に向けた環境整備
 - ・修繕工事等の小規模工事へ施工体制台帳の作成・提出義務を拡大し、施工体制の把握を徹底
 - ・技能労働者への適切な水準の賃金支払いの確保、社会保険等への加入徹底に向けた取組の強化
 - ・包括的民間委託やPPP/PFIの活用の検討、順次導入
- (4) 国民等の利用者の理解と協働の推進 等
 - ・民間団体等を協力団体等として指定し、維持管理の実施や占用に係る手続きを簡素化
 - ・施設の現地見学会や維持管理への参画等による国民の理解と協働を推進

7. 体制の構築

(5) 施設毎の取組

施設毎の総論

①道路（例）

・各道路管理者におけるメンテナンスサイクルを持続的に回す仕組みを構築するため、特に地方公共団体の取組みに対する体制支援を検討する。

施設毎の個表

対象施設

施設	所管者としての取組 国の支援策等	管理者としての取組
道路施設 ・橋梁 ・トンネル ・大型の構造物 ・横断歩道橋 ・門型標識 ・シェッド等 等	○技術者の確保・育成 ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 ・上記に加え、点検・診断の信頼性を高めることが必要であり、平成26年度から、点検・診断の知識、技能、実務経験を有する技術者を確保するための資格制度を検討する。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等○研修・講習の充実」の取組を継続し、技術者の育成を継続する。	○技術者の確保・育成 ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 ・上記に加え、点検・診断の信頼性を高めることが必要であり、平成26年度から、点検・診断の知識、技能、実務経験を有する技術者を確保するための資格制度を検討する。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等○研修・講習の充実」の取組を継続し、技術者の育成を

・国による管理方法等
・他の管理者が参考とすることが可能

以下の項目を基本として記載
 ○技術者の確保・育成
 ○管理者等の相互連携の強化
 ○担い手確保に向けた環境整備
 ○国民等に利用者の理解と協働の推進

以下の項目を基本として記載
 ○技術者の確保・育成
 ○管理者等の相互連携の強化

8. 法令等の整備

必要施策に係る取組の方向性の総論

(1) 責務の明確化

- ・点検や基準類等の位置付けが不明確な施設について、機会を捉えて法令等で明示し、管理者の責務を明確化

(2) 社会構造の変化に対応した制度の構築

- ・建築基準法等の分野横断的な法令等や各分野の法令等を引き続き適切に運用
- ・社会構造の変化や新たな課題に対応して制度化が必要な事項について機会を捉えて法令等を整備

(3) 施設毎の取組

施設毎の総論

④海岸（例）

- ・今後も、海岸法、海岸法施行令、海岸法施行規則及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

施設毎の個表

対象施設

施設	所管者としての取組
海岸保全施設 ・堤防 ・護岸 ・胸壁 ・水門及び樋門 ・排水機場 ・陸閘 ・突堤 ・離岸堤 ・砂浜 等	平成26年度に以下の事項について海岸法の改正案等、必要な法令等を提出。 ・海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化。 ・予防保全の観点から維持又は修繕に関する技術的基準の策定。 ・海岸協力団体の指定による清掃や希少動植物の保護等、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実。

平成25、26年度の法令等の改正内容を記載

VII. フォローアップ計画

- ・「行動計画のフォローアップ」として、実施する目的、内容及び体制並びに国土交通省ホームページの活用等について記載している（概要は下記参照）。

- 本計画を継続し発展するため、「VI. 必要施策に係る取組の方向性」の「施設毎の具体的な取組」を引き続き充実・深化
- 併せて、上記の取組も含む計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策の課題の整理と解決方策等の検討を行うため、必要に応じ、「社会資本の老朽化対策会議」等においてフォローアップを実施
- 必要に応じ、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において報告するとともに、他省庁との連携方策のあり方についても適宜見直しを実施
- 本計画の取組の進捗や、各分野における最新の取組状況等については、以下の国土交通省ホームページ等を通じて積極的に情報提供を実施

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_mn_000003.html